

平成30年 第3回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年 第3回水巻町議会定例会第1回継続会は、平成30年9月6日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石 雄二	9番	井手 幸子
2番	出利葉 義孝	10番	住吉 浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴敏	12番	津田 敏文
5番	松野 俊子	13番	古賀 信行
6番	久保田 賢治	14番	近藤 進也
7番	小田 和久	15番	柴田 正詔
8番	岡田 選子	16番	船津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 藤 井 麻衣子

主任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	健康課長	内 山 節 子
副 町 長	吉 岡 正	建設課長	荒 卷 和 徳
教 育 長	小 宮 順 一	産業環境課長	増 田 浩 司
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	上下水道課長	河 村 直 樹
企画財政課長	篠 村 潔	会計管理者	山 田 浩 幸
管 財 課 長	原 田 和 明	生涯学習課長	村 上 亮 一
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学校教育課長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	図書館・歴史資料館長	古 川 弘 之
地域・こども課長	山 田 美 穂	監 査 委 員	加 藤 博 道
福 祉 課 長	吉 田 奈 美	監査事務局書記	中 西 豊 和

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 9 月 定例会
(第 3 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 9 月 6 日

水 卷 町 議 会

平成30年第3回水巻町議会定例会 第1回継続会 会議録

平成30年9月6日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席16名、定足数に達していますので、只今から平成30年第3回水巻町議会定例会第1回継続会を開きます。

日程第1 報告第8号

議長（白石雄二）

日程第1、報告第8号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。報告第8号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告について、町長報告を終わります。

日程第2 報告第9号

議長（白石雄二）

日程第2、報告第9号 水巻町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。報告第9号 水巻町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第9号は、承認することに決しました。

日程第3 同意第4号

議長（白石雄二）

日程第3、同意第4号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。同意第4号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第4号は、同意することに決しました。

日程第4 認定第1号 /日程第5 認定第2号 /日程第6 認定第3号

日程第7 認定第4号

議長（白石雄二）

日程第4、認定第1号 平成29年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第2号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第3号 平成29年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第7、認定第4号 平成29年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についての4案件を一括議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田です。一般会計について、質問させていただきます。概要の9ページの公債費ですが、平成29年度の決算額として、公債費が5億6千万円ほどあがっております。そして、平成28年度が決算で6億800万円いくらということで、増減が4千800万円ということですね。

返済額が少なくなっているということになるんですけども、その前ページを見ていただきまして、7ページですけども。7ページのグラフを見ていただきますと、平成28年度がさっき申しましたように、6億800万円ですね。返済額、公債費がそうっております。

そして、平成29年度を見たときに、決算額とは違う5億6千万円とは違う5億1千200万円という数字が出ております。ここは、69ページにあります、償還の額じゃないかと思うんです。償還額が書かれているんじゃないかというふうに、私、思うんですが、これは、こういうグラフでよかったのかなということを1点、説明していただきたいということです。

それと、今回の決算を見ますと、ここにもありますように、町債がずっと7ページのグラフを見ていただくと分かりますように、大変な伸びを示しております。昨年度も指摘させていただきましたが、公債費よりも、借り入れのほうが額が上回るという状況が昨年度から起きております。

それが、平成29年度、今年度は、大幅な、もう顕著にそれが表れているということになっております。町債が、借金が増え、返済額は減っていると。こういう状況が、今後どのような状況になっていくのか、見通しを持たれているのかということです。その辺の説明をいただきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

企画財政課長（篠村 潔）

岡田議員のご質問にお答えいたします。すみません。一番最初の質問の、数字の決算の分の、数字の違いのところについて、グラフとの違いです。そこのところ確認して、別途お答えさせていただきたいと思っております。

それと、先ほどの起債が最近すごく増えてきているということの見通しということですが、今年度は、平成28年度から繰越事業で、学校関係のトイレの改修であったり、エアコンの改修事業とか、その辺の関係とかがありましたものですから。それとか、周遊拠点とかの関係であって、かなり投資的事業の関係が増えております。

それでどうしても起債の関係が増えてきて、今年度決算額も100億円を超えるという事業になっております。あと今後も、今回これについては、国の補正予算の関係で、できるだけ早急に特に子どもがいらっしゃる学校の関係をやろうということになっております。

当然、起債の関係が出ておまして、その辺の起債の償還の額が、残高が増えてきていますけれども、実質、公債費の関係につきましても、特に起債の関係は、単純な起債の借金をせずに、交付税措置のできるだけある分を借りるような形にしておりますので、その辺のものにつきましても、今後も、適正な起債の残高を確認しながら、町の財政に負担がないような借り入れをしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8番（岡田選子）

そういう投資的事業が多かったから、起債が増えたということは、理解しております。それが、町民にとって、エアコンにしろ、トイレにしろ、喜ばれていることで、その用途について、意見を申すものではないんですけれども、こういうふうに町債が、来年は、どうなるか分かりませんが、それなりに増えていき、借金分は、このままでいくとなんか減り続けていくというふうになると。これは、危ない傾向ですよ。

それで、監査委員さんの審査意見書ですけれども、将来負担比率ですよね。将来負担比率、全然心配するような数字ではありませんが、平成 27 年度までは、これが本当にマイナスだったんですね。マイナスだったものがプラスに変わり、そして、平成 28 年度が 1 パーセント出ている数字が、平成 29 年度は 14 パーセントと。単純に言えば、14 倍になったということです。将来負担比率が。だから、その辺について、起債と償還の関係ですね。少し考えていく必要もあるのかなと。

それと、今後も、まだまだ、将来負担比率、14 パーセントだから、全然問題にならない数字ではありますが、全国いろいろ見ますと、200 パーセントとか、250 パーセントまでいっているような自治体もあります。

町長は、その辺、将来負担比率について、どのように考えておられるのかなということ、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議 長（白石雄二）

町長。

町長（美浦喜明）

当然、岡田議員が指摘されるようなことも、執行部としては、十分に検討し、考慮しながら。しかしながら、今回、企画財政課長が言ったように、子どもたちのためにクーラー、トイレの改修等、やはり私は良かったなど。今年のような、生命に関わるような温度になるときに、全国的にクーラーをやっていないところ、批判を受けました。

しかし、水巻はいち早く、クーラー、トイレ改修をやって、確かにそういう借金が増えましたけど、これも効率の良い借り方だということで、自負しておりますが、私としては、今後それが続くかということでありますが、そういうことはありません。適正に、十分に検討しながら、将来に向けて、借金が増えないようにやっていきたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

今、7 ページの図表を見て、質問しますけど、美浦町政になって、平成 28 年度、平成 29 年度借入金が多くて、返済額が少ないと、顕著に数字が出ているわけです。一番良かったことが、平成 24 年度の、これは借入金が少ない、返済額が多かったということです。こういう過去のデータもあるわけです。だから、ずっと私、長いこと、水巻町の借金を見ているんですけども、なかなか相対的に減らないんです。

私は、去年、ある町を訪ねましたけど、びっくりしたんです。ある村を訪ねたら、村長になられたときは、莫大な借金があったけど、その村長になられたら、ほとんど借金なくして、基金を積み立てられたんです。そして、水巻町のある課長がそのインターネットを見られてびっくりされて、凄いなと言われた課長がおられるんです。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

だから、将来的に、この図表から見れば、いつ借金をなくして、返済が多くなるか、その目途がたっているかどうか、教えていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

企画財政課長（篠村 潔）

古賀議員のご質問にお答えいたします。起債についてなんですが、当然、借金ということにはなりますけれども、ただ、起債につきましては、一つ意味合いがあることが、例えば、今回については、先ほど申しましたように、学校関係の分のエアコン、それからクーラー、トイレ改修とか、そういう形の分です。これを、例えば、通常の単年度の予算の中でやりますと、基本的に、その年度の住民の方が負担する形になります。

起債の一つの理由としては、世代間の公平性、それから、ある程度の世代で、平等にその辺のところを負担していくという意味合いがございますので、起債が多くなる方がいいとは思いませんけれども、ある程度の起債の額ということは、必要だろうとっております。

先ほど、町長も申しましたように、起債については、起債残高が明らかに膨れすぎるということは、良いことではありません。当然、昨年度、借り入れられた借金というものは、来年度以降、また、返済も始まってまいります。ですから、その辺のところも、バランスも見ながら、必ずそれが、逆に残高がどこまで減るのかということは、非常に難しいところがありますけれども、その辺の調整も見ながら、町の公債費ですね。特に、義務的経費である公債費の負担が、特に膨れあがらないような形で、今後は管理していきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。お諮りします。只今、議題となっております認定の4案件については、7人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、7人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。只今、設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、水巻町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ご異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会」の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決しました。

日程第8 議案第37号

議長（白石雄二）

日程第8、議案第37号 水巻町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。古賀議員。

13番（古賀信行）

この件については、議会が始まる前の課長の説明会で、専門職の方を臨時的に雇いたいからという説明がありました。役場は、嘱託で、税務署あがりとか、それから総務課には、警察官あがりとか、雇っています。私は、そういう、何が専門職かと言いたいんです。役場におれば、それぞれの部署で、税金とか、戸籍とか、いろいろな教育関係、それぞれの職員がそういう仕事に従事してきているわけです。

土木の技術屋も、一級建築士もおるし、だから、そういう点で、役場の中で培われた、そういう知識や技術を身につけていると思うんです。特別、何が専門職かを聞きたいと思っております。以上です。

議長（白石雄二）

蔵元課長。

総務課長（蔵元竜治）

只今のご質問にお答えいたします。今、議員おっしゃりました専門的な知識、経験も含めてでございます。やはり、私たち職員、人事異動がございまして、3年とか5年とかで、いろいろな業務に携わっていくわけでございますが、例えば、税務署とか、県税事務所のOBの方は、そこに何十年と勤めて、様々な知識を持っております。経験もでございます。

そういったとき、やはり職員も、様々な研修、勉強を日々やっておりますけれども、それ以上の知識を持った方、経験を持った方に聞きながら、より良いサービスをしていくということと、あと一点は、今、嘱託職員で多い方が保健師さんとか、保育士さんとか、主任ケアマネージャーとか、社会福祉士とか、やはり資格を持った方を採用しても、やはり即現場で活躍というか、業務ができるということは、なかなか経験が必要になってまいります。

ですから、そういった資格を持った方、それまでほかの、その資格を活かした仕事をされて

いた方を、こういった専門の知識、経験を持った、任期付き職員として、採用していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 37 号 水巻町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 38 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 38 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。私は、この条例改正案について、異議を申し立てるものではありませんけれども、一点、不安な部分、ちょっと疑問があります。この議案については、行政財産の使用料と占用料の徴収について、今まで年払いだったものを、月払いにすることができるという内容で、周遊拠点事業ですかね。そのことについての提案だと思うんですけども。

ただ、月払いにするということは、いつでも参入をして、いつでも撤退ができるというふうに考えていいんですかね。ちょっとそこを。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

企画財政課長（篠村 潔）

ご質問にお答えいたします。基本的には、当然使用許可で、年数とかを限った形で、契約というか、目的外使用になるので、使用許可みたいな形になるんですけども、1 年とか、3 年とか。それで、お互いに出していただいて、町が許可するという形になるので、普通どおり、ポンと 1 か月で切りますとかいう形には、通常なりません。

ただ、今回の条例の改正をさせていただいたことは、通常いろいろな店舗であっても、通常家賃を取るときには、年額まとめて払うとなると、1 年間で 100 万円以上の金額を払わないといけないということになる。

それで、そういうこともすると、どうしても事業者が出たくても、1 年分を一気に払わないといけないのだったら、参入できないということがあるものですから、通常の、私たちが住むときの家賃と同じように、月額で支払いができるような形で、融通するということになりますので、当然、将来的に、契約の中で、何か月で切れるとかあるかもしれませんが、基本的には、1 年とか、2 年とか、3 年とかの長期間で許可を出してすることになりますので、特にその辺のところは、1 か月ごとだからといって、1 か月でぽっと切るとかいうことは、想定いたしておりま

せん。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

契約をされるということで、すぐ出るということはないにしても、今度のこの事業は、国からと町からもかなりの予算を使っています。そして、こういうふうには事業者の方、町内の事業者の方、いっぱいテナントで入っていただきたいと思うんですけども、事業者の方にすれば、やっぱり収益というところが大きなことになりますので、もし、1年にしても、2年にしても、入る入らないは自由なんですけれども、そうやってなかなか定着しないとか、この事業の継続性についての、お金かけてハコモノは作ったけど、閑古鳥が鳴いているとか、そういうことにならないような施策も考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（白石雄二）

篠村課長。

企画財政課長（篠村 潔）

今、ご指摘のように、当然、今回、行政報告をさせていただきますが、参入の業者さんとしては長く、特にテナントのほうは、できれば長い期間をやらせていただきたいというお話になります。

当然、おっしゃるように、モノを作ったけど、人が来ないという形にはならないので、町としても、まず周遊拠点自体の、何か人を呼ぶようなイベントとか、そういうものも催しながら、できる限りそこに人が集まるような取り組みをやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 38 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 39 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 39 号 水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 39 号 水巻町児童少年相談センター

設置及び運営条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 11 議案第 40 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 40 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 40 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 12 議案第 41 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 41 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第 13 議案第 42 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 42 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 42 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、総務財政委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 26 分 散会